

集落等におけるモデル的な空き家対策を行う事業を実施する者の公募についての公示

令和8年7月13日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、集落等におけるモデル的な空き家対策を行う事業を実施する者の公募について公示します。

※ この公募は、集落等におけるモデル的な空き家対策を行う事業を実施する者を公募するものです。空き家対策モデル事業のソフト事業、ハード事業又はソフト・ハード事業の補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名

集落等におけるモデル的な空き家対策を行う事業

(2) 事業目的

近年、空き家の総数は増加を続けており、今後も人口・世帯数の減少、高齢化の進行、相続件数の増加等を背景として、更なる増加が見込まれている。特に過疎地域の集落等においては、住宅に占める空き家の割合が高まり、地域の住環境や安全性への影響が懸念されている。他方、多くの集落等では、空き家の市場価値が低く、流通が困難であるという共通の課題を抱えている。

人材を含む地域特性・資源・課題や住民意識は多様であり、集落等の実情に応じたアプローチが求められている一方、空き家対策に従事する自治体の職員は限られており、集落ごとの実情に応じたきめ細かな支援をすることは困難な状況にある。こうした中、自治体のサポートを受けながら、住民をはじめとする地域のプレイヤーが連携して、空き家を活用した地域の将来像を検討・共有し、できることから主体的に対策に取り組むことが重要である。

本事業は、集落等の地域特性・資源・課題や空き家やその予備軍等の実態・所有者意向等を把握し、住民の課題意識の顕在化・機運醸成を通じて、住民をはじめとする地域のプレイヤーが連携し、主体となって空き家を活用した集落の将来像を検討・共有するとともに、その実現に向けた空き家対策に係るモデル的な取組の実施を支援するものである。

これにより、集落等における空き家対策の推進に資する優良な事例の蓄積を図り、全国への横展開につなげることを目的とする。

(3) 公募対象事業及び件数

集落等におけるモデル的な空き家対策を行う事業 5件程度

(4) 事業内容

本事業は、集落等の地域特性・資源・課題や、空き家やその予備軍の実態・所有者意向等を調

査し、その結果を踏まえ、住民の課題意識の顕在化・機運醸成を通じて、住民をはじめとする地域のプレーヤーが連携し、主体となって、空き家を活用した集落等の将来像を検討・共有し、その実現に向けた具体的な手段・手法を検討し、試行する。

これに際し、移住や二地域居住を含めた地域への居住ニーズを把握し、生業やコミュニティの形成を含めた地域の暮らしのあり方を検討することや、地域の安全性を維持・向上する観点から、老朽空き家への対応や、密集した集落においては空き家の除却等を通じて避難路・延焼を抑制する空地等を整備するなど、防災の視点も取り入れた検討を行うことも期待される。

これらの取組により、空き家対策を契機とした集落等における地域づくりを推進するモデル的な事業を実施する。

(5) 公募対象事となる事業主体

NPO、民間事業者、地方公共団体等

※ 複数の NPO、民間事業者、地方公共団体等が共同で事業を実施する場合は、事業を実施する全ての構成員(地方公共団体を含む。)から当該事業を共同して実施する者であることを証する誓約書(様式7)を提出すること。

(6) 補助対象・補助率等

次に掲げる費用を補助対象とする。

ただし、②から④までは、①の調査検討、計画策定、普及・広報等の効果を確認し、又は、促進するために試行的に実施する工事等に関する費用に限り補助対象とする。

- ① 調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用 : 定額
- ② 空き家の改修工事に要する費用(設計費等含む) : 1/3
- ③ 空き家の除却工事に要する費用(設計費等含む) : 2/5※
- ④ 除却後の土地整備に要する費用 : 1/3

※ 木造建築物の場合 36,000 円/㎡、非木造建築物の場合 51,000 円/㎡を限度とする。なお、通常想定される除却費と比較して高額となる次に掲げる場合は、かかりまし費用を補助対象に追加することができる。

- ・ 崖地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し通常と異なる工法により除却する場合
- ・ 離島等に立地し廃材等の処分場が近くにない場合
- ・ 1㎡当たりの除却単価の算出が困難な空き家に附属する煙突や門塀等の除却、吹き付けアスベスト等を除却する場合
- ・ その他国土交通省(以下「当省」という。)がやむを得ないと認める場合

(7) 事業期間

令和8年8月初旬～令和9年3月25日

(8) 提案・採択及び補助実施年度の考え方について

提案は、年度単位で採択するため、取組が年度をまたぐ場合は、次年度に実施する事業の部分は補助対象とならない。

ただし、改修費、除却費又は除却後の土地整備費に対する補助(以下「改修費等補助」という。)は、以下の①から④までに定めるとおり取扱う。

① 改修工事等の全体像の提示

応募に当たり、改修費等に関する取組の期間が翌年度にまたがる事業について、補助を受けようとする場合は、応募年度だけでなく翌年度の取組を含めた全体像(提案できる事業期間は2年間までとする。)を提示すること。この場合の改修費等補助は、応募年度及び翌年度までを対象とする。

② 翌年度における提案・採択及び交付申請の手続

採択された提案について、応募年度に実施したソフト的な取組の成果に基づき、翌年度に改修工事等を実施する場合は、翌年度においては取組の提案・採択の手続を不要とし、翌年度に補助金交付に関する手続のみを行うこととする。

この場合も、翌年度においてソフト的な取組への支援や新たな改修工事等への支援を希望する場合は、翌年度において別途応募し、採択を受ける必要がある。

③ 改修工事等が年度をまたぐ場合の手続

改修工事等の期間が年度をまたぐ場合は、7.(5)の全体設計承認手続を行うこと。

④ その他

実績報告等を確認した上で、本年度の事業の進捗・成果等が提案や採択の条件に沿っていないと認められる場合は、翌年度の改修費等補助について減額又は交付決定しない場合がある。

(9) 留意事項

① 事業の実施に当たっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分に調整すること。

② 事業で実施した調査結果及び策定した成果物のデータは、国土交通省に提出することとし、当該成果物を国土交通省が空き家対策の推進等のために活用することに同意すること。

③ 不適切な行為に対する措置

事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- 国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- 国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- 補助事業者等の名称(法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。)、不適切な行為の内容等の公表
- 補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

④ 経理に関する留意事項

- 事業の着手に当たっては、事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- 人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等(業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された

会議記録等)を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。

- 国土交通省の求めに応じて、事業の実施期間中に、経理に関する検査、事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- 人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- 事業が完了したときは、事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること(監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。)

⑤ 内部取引(関係会社等からの調達)に関する留意事項

- 事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
 - 事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
 - 虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。
- ※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

2. 応募者の要件

応募者は、次の要件の全てを満たすこと。

- (1) 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))及び法人その他の団体であって、その代表者又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員に該当する者があるものではないこと。
- (3) 国土交通省住宅局長からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本事業の実施に当たって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- (5) 本事業を適確に実施するに足る技術的な基礎を有する者であること。
- (6) 本事業を適確に実施するに足る経理的な基礎を有する者であること。
- (7) 本事業の適確な実施のために適切な組織及び人員を有していること。

3. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の作成に係る事項

提案書は、本事業における具体的な取組方法に関する提案を記載すること。なお、本書において記載された事項以外の内容を含む提案書は、無効とする場合がある。

(2) 提案書の様式

提案書の様式は、様式1から7(A4判)に示すとおり。

提案書には、詳細な説明資料を添付することを認める。

※文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 提案書の作成に用いる言語等

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 提案書の無効

提出書類が、本書面に示された条件に適合しない場合は、提案書を無効とすることがある。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、書面(審査結果通知書)により通知する。なお、採用に当たっては、一定の条件を付すことや提案の一部のみを採用することがある。

(6) 採択者の選定における留意事項

採択者の選定に当たっては、応募者に提案内容に関するヒアリングを実施することがある。

4. 提案の手続等

(1) 担当部局等

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室（鈴木）

電 話 03-5253-8111(内線39359)

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 提案書の提出期限、提出先及び提出方法

① 期限 令和8年7月28日(火)18時00分まで

② 提出先 (1)のとおり。

③ 提出方法

○ 郵 送 の 場 合 : ②の提出先宛てに3部郵送する。(書留郵便に限る。)

○ 電子メールの場合 : ②の提出先宛てに1部送信する。

● 送信後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。

● 申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請)集落等におけるモデル的な空き家対策を行う事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後10年間保存すること。

● 使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効。)

・ 「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe acrobat Reader」以前の形式に限る。

・ ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

5. 採択者の選定方法

本書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。その際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

6. 不採択に関する事項

- (1) 提出した提案書が採択されなかった者に対しては、不採択とされた旨とその理由(不採択理由)を、書面(審査結果通知書)をもって、住宅局長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式自由、ただし規格はA4判)の郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)又は電子メールにより、住宅局長に対して不採択理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 不採択理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。
 - ① 受付場所:4.(2)の提出先と同じ。
 - ② 受付時間:10時00分から18時00分まで。

7. 採択後の手続等

採択後は、交付申請手続の外、中間報告・完了実績報告等、種々の書類作成・報告等を行う必要がある。この際、当省から手続等に必要な連絡、確認、指示等があった場合は、速やかに対応すること。書類の提出が遅れる、書類作成に関する当省からの指示に従わない、連絡が取れない場合など補助事業者の義務を果たすことが困難と判断した場合は、交付決定を取り消すことがある。

原則として、採択後に補助事業者の構成員を変更することは認めない。やむを得ない事情により変更する場合は、当省の承認を得ること。

(1) 交付申請

補助金の交付申請は、当省が定める期間内に行うこと。当該申請がなされない場合は、採択事業であっても補助金は交付されない。

(2) 交付決定

補助金の交付申請は、次に掲げる事項等について審査し、交付決定した場合は、申請者に通知する。なお、補助対象経費は、交付決定の日以降に着手した事業に関する経費とする。また、契約を伴う委託等を行う場合は、交付決定の日以降に契約したものの費用が補助対象経費となるため、留意すること。

- ① 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ② 交付申請の内容が「住宅市街地総合整備事業制度要綱」「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」及び本書の要件を満たしていること。
- ③ 補助対象費用には、他の補助金(負担金、利子補給金並びに「補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律」第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象費用を含まないこと。

(3) 計画変更の承認等

- ① 補助事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、当省の承認を得ること。
 - 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更
 - 補助事業の中止又は廃止
- ② 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、ただちに、当省に報告し、その指示を受けること。必要な手続を行わず、交付決定した内容と整合しない場合は、補助対象とならず、既に補助金が交付されている場合は、当該補助金の返還を求めることがある。

(4) 中間報告・完了実績報告等

① 中間報告

事業の進捗・交付補助金の執行状況を調査・確認するため、当省に対して中間報告をすること。補助に係る事業の執行状況やその後の実施計画に応じて、補助金の交付決定額を変更する場合がある。また、中間報告時に事業の進捗が申請内容と比べて著しく遅延している場合や報告の内容が不正確かつ具体性に欠ける場合は、完了期日までに成果の達成が困難と判断し、補助金を交付できない場合があるため留意すること。

② 意見交換会

補助事業者は、当省が開催する意見交換会に参加すること。

当該意見交換会の参加者は、当省、補助事業者及び当省が本事業の実施に当たり意見の聴取が有効であると認める者により構成する。

会合においては、各補助事業者の取組について、情報の共有、意見交換等を行うものとする。

③ 成果報告会

補助事業者は、当省が開催する事業の成果報告会に参加すること。また、当該報告会において、補助事業の成果を発表すること。

④ 完了実績の報告

補助事業者は、事業が完了(中止又は廃止を含む。)したときは、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和9年3月25日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を提出すること。補助事業者は、完了実績報告書を提出するに当たり、原則として当該補助金に係る消費税仕入控除税額を明らかにし、これを補助金額から減額して報告すること。完了実績報告では、請求書、領収書、契約書等の写しのほか、送金伝票の写しなど支払済みであることを金融機関等の第三者による公的に証明できる書類を整備すること。

(5) 年度にまたがる工事の場合(全体設計承認手続)

改修工事等が、複数年度にまたがる場合、本年度の交付申請の前に全体設計承認申請書を、当省に提出し、あらかじめ各年度の事業計画の承認を受けること。

各年度の予算の配分の通知は、当該年度の予算成立後に行うこととする。予算の状況などによ

り、要望どおりの配分とならない場合もあるため留意すること。

その他、以下の点に留意すること。

- ① 採択後に承認を受けた全体設計及び各年度予算成立後に行われる予算の配分の通知に従い、交付申請を行うこと。
- ② 翌年度の工事は、改めて事業の提案を行う必要はなく、承認を受けた全体設計に沿って、翌年度交付申請を行うこと。
- ③ 承認を受けた全体設計を途中で変更しようとする場合は、速やかに当省に協議を行った上で、変更の申請を行い承認を受けること。
- ④ 改修工事等を実施する場合は、事業完了年度の4月までに、改修工事等の事業内容を確定した上で事務・評価事業者に報告すること。当該報告がなされない又は不十分であると当省が認める場合は、当該年度における補助金の交付決定をしないことがあることに留意すること。

(6) 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

補助事業者が、補助金の交付決定の内容その他法令又はこれに基づく処分に違反した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 17条第1項に基づく交付決定の取消し、補助金の交付の停止及び補助金の返還命令並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 32 条までの規定による罰則措置が講じられることに留意すること。

(7) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通大臣に提出し、当該報告書に基づき消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付すること(完了実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を明らかにし、これを補助金額から減額して報告することを原則とするが、消費税仕入控除税額が補助金額から控除されずに完了実績報告がなされ場合は、返還の手続を実施すること。)。

(8) 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 10 年間保存すること。なお、当該帳簿及び書類は、当省の求めに応じて、その写し等を提出すること。

8. 成果物の帰属・活用等

(1) 成果物の提出

- ① 補助事業者は、以下について整理・考察し、集落等の空き家対策に取り組む全国の自治体、民間事業者等の参考となる知見を取りまとめた成果物を作成すること。
 - ・ 集落等の地域特性・資源・課題、空き家及びその予備軍の実態・所有者意向に関する調査結果

- ・ 住民の課題意識の顕在化・機運醸成等を通じた住民をはじめとする地域のプレーヤーによる将来像の検討・共有のプロセス、手法、及びその結果
- ・ 対策の手法・試行結果
- ・ 課題と今後の展望
- ・ 上記を踏まえた集落等における空き家対策のあり方

- ② 補助事業者は、事業報告書と併せて当省に成果物を提出すること。提出された成果物は、原則として当省のホームページへの掲載等により公表することとする。なお、応募の際に提案された成果物が提出されない場合は、原則として補助金を交付しないこととする。

(2) 知的財産権の帰属等

- ① 補助事業により生じた知的財産権は、補助事業者に帰属する。作成した成果物はホームページに公開するなど広く一般に提供するよう努めること(個人情報を除く。)
- ② 事業の取組内容や補助事業によって得られた成果は、当省が自らの判断により一般に公開することができることとする。

9. 本書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。(電子メールの場合は、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。)

なお、文書には回答を希望する担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

受付期間:令和8年7月13日(月)10時00分より

令和8年7月27日(月)18時00分まで

10. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、4.(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、補助事業者としての採択を取り消すことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づく開示請求があった場合には、提案者の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合がある。
- (7) 郵送により提出された提案書は、原則返却しない。なお、採択されなかった場合に返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。